〇居宅訪問型児童発達支援給付費

		注	注	注	注	注	
基本部分		専門職員が支援を行う場合	児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満たな い場合(1日 につき)	通所支援計 画が作成され ない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	特別地域加 算	
居宅訪問型児童発達支援給付費 (991単位)		+679単位	減算が適用される月から4 月目まで ×70/100 5月以上連続 して減算の場 会 ×50/100	減算が適用される月から2 月目まで ×70/100 3月以上連続 して減算の場 会 ×50/100	利用者全員 について、1 日につき5単 位を減算	+15/100	
通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
福祉·介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	職員処遇改善特 数の合計	所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護 迅遇改善特別加算、 <mark>福祉・介護職員等特定処遇改善加算</mark> を除く)を算定した単位 計計 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可				
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×11/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善物算を除く)を算定した単位 職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位 数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき +所定単位×51/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉·介護職員処遇改善加算、福祉·介護職員処遇改善特別加算、福祉·介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計					